

## 秋田工業高等専門学校における地域貢献活動等に関する基本方針

令和2年3月6日

運営会議了承

「独立行政法人国立高等専門学校機構法」において、「公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供する」と規定されている。

本校ではその趣旨に基づき、秋田高専規則集「第2章 組織・運営」において、広報・地域交流委員会規則を定め、その目的を「本校の教育研究活動を学生、保護者、教職員、卒業生、関係機関、関係企業及び地域社会に対して行う広報活動並びに地域社会への貢献に関する事」としている。また、広報・地域交流委員会での審議事項は、「公開講座・学校開放に関する事」などが定められている。

そこで、上記のような背景を受けて、本校では、「学生以外に対する教育サービス」として、地域貢献活動等の主たる目的を以下のように明確化するものとする。

- (1) 「公開講座」、「キャンパスツアー」などを開催し、「学生以外の者」に対して、学習できる機会を提供する。
- (2) 本校「図書館の情報資源」、「体育館などの施設資源」の開放を通じ、「学生以外の者」に対して学習できる機会を提供する。
- (3) 本校の教職員を「地域の各種委員会」へ派遣し、その人的な教育資源の提供を通じ「地域社会への貢献」に努める。
- (4) 教職員を含む教育資源を活用し、地域産業界の発展に資する人材育成活動を行う。